

手数料返戻金につきまして

紹介した採用決定者（求職者）が一身上の都合で3ヶ月以内に退職した場合にはお支払いいただいた紹介料を、退職月の翌々月末に返金いたします。

採用後 1ヶ月以内で退職した場合	50%の返金
採用後 2～3ヶ月以内で退職した場合	25%の返金
採用後 4ヵ月以後で退職した場合	0%

但し、採用決定者（当該派遣労働者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者が（丙）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととします。